

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
玄関警備(受付)業務委託	支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 会計課長 仁村 宗剛 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県高松市サンポート3番33号	令和8年4月1日	株式会社ベイリーフ 香川県高松市紙町411番地5	1470001012079	一般競争入札	－	3,446,300円	－				
健康診断業務委託及び健康管理医業務委嘱	支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 会計課長 仁村 宗剛 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県高松市サンポート3番33号	令和8年4月1日	医療法人社団豊永会 香川県高松市丸亀町1番地1丸亀町 寺番街西館3階	9470005006243	一般競争入札	－	@770円 外	－				単価契約 予定総額 1,810,930円
通信施設清掃点検委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 徳島県情報通信部長 西尾 康弘 中国四国管区警察局四国警察支局 徳島県情報通信部 徳島県徳島市万代町二丁目5番地1	令和8年5月7日	－	－	一般競争入札	－	1,399,200円	－				
通信施設点検作業委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 十川 時彦 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和8年4月20日	－	－	一般競争入札	－	990,000円	－				
通信施設点検清掃委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 十川 時彦 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和8年4月21日	－	－	一般競争入札	－	5,933,400円	－				
電話等配線作業委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 十川 時彦 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和8年5月8日	株式会社佐藤エンジニアサービス 岡山県岡山市南区西市117-7	7260001002954	一般競争入札	－	@55円 外	－				単価契約 予定総額 1,324,664円
電気の供給(供給区域(四国))	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部長 田邊 実 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和8年4月21日	－	－	一般競争入札	－	@566.86円 外	－				従量料金契約 予定総額 7,079,679円
通信施設点検業務委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部長 田邊 実 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和8年4月30日	－	－	一般競争入札	－	1,683,000円	－				
車載用無線機搭載替等作業委託	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部長 田邊 実 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和8年5月20日	株式会社シンニチ 松山支店 愛媛県松山市森松町613番地1	3470001002103	一般競争入札	－	@24,200円 外	－				単価契約 予定総額 1,711,600円
通信施設点検清掃委託 1式	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部長 佐竹 信哉 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号	令和8年5月1日	－	－	一般競争入札	－	7,573,500円	－				

通信施設点検作業 1式	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部長 佐竹 信哉 中国四国管区警察局四国警察支局 高知県情報通信部 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号	令和8年5月1日	—	—	一般競争入札	—	1,299,100円	—				
----------------	---	----------	---	---	--------	---	------------	---	--	--	--	--

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。